別表　措置基準表（第11条、第12条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  　措置要件 |  期間 |
| （入札参加資格停止措置等）　行政事務対象者が、暴力団等であることを知りながら、次に掲げる行為を行ったとき。　１　暴力団員を役員等とすること　２　暴力団員を雇用すること　３　暴力団等を代理人、受託者等として使用すること　４　暴力団員が役員等となっている法人等に契約等に係る業　　務の下請等をさせること　５　暴力団等に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当　　に与えること　６　役員等が、暴力団等と密接に交際をするなど社会的に非　　難されるべき関係を有していること（不当介入に対する措置）　町が発注する契約等において、暴力団等から不当介入を受けながら町に報告せず、又は警察に届け出なかったとき　　　　※　措置要件の用語の意義については、次のとおりとする。　　１　「雇用」とは、常時であるか一時であるかなど形態を　　　問わないものとする　　２　「利益を不当に与える」とは、暴力団又は暴力団員の　　　利益につながる一切の利益とする。この場合において「与　　　える」とは、自発的に与えることをいい、脅迫、暴行等　　　　を受け、自分の意思によらずに与える場合は含まないものと　　する。ただし、脅迫、暴行等を受けたとするときは、警察に　　被害届が提出されていること又は警察若しくは暴力追放運動　　推進センター等に相談されていることを要するものとする。　　　　なお、やむを得ない場合として次に掲げる事項に該当　　　するときは、除くものとする。　　　(1) 暴力団事務所等の撤去時に適法かつ合理的な範囲内　　　　で立退料を支払う等適法な商取引等を行うための合理　　　　的な理由があること。　　　(2) 冠婚葬祭等において、親族関係にある暴力団員に社　　　　会通念上許容される範囲の金品を与えること。　　３　「密接に交際をするなど」とは、暴力団等と次に掲げ　　　る交際をすることをいう。　　　ア　友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツ等　　　　を共にするなどの交遊（交遊関係にあると認められる　　　　場合は、年１回の会食等を共にするだけのものを含む。）　　　　をすること　　　イ　自らが主催するパーティーその他の会合において暴　　　　力団員を招待し、又は暴力団員が参加するパーティー　　　　その他の会合に招待され、同席すること　  | 　 12月以上36月以内 ６月以上36月以内 ４月以上36月以内 ４月以上36月以内 ６月以上36月以内 ２月以上36月以内  １月以上36月以内 |